

## 第 201 回：iDeCo（イデコ：個人型確定拠出年金）

老後の年金を増やすための選択肢として iDeCo（個人型確定拠出年金）に加入を検討されている方もいらっしゃるかと存じますが、iDeCo は節税対策にもなります！

今回は、iDeCo をご検討されている方へ少しでもご参考になればと思い、簡単ではございますが説明させていただきます。

### ■ iDeCo とは？

iDeCo は、自分で決めた掛金額を積み立てながら、その掛金を自分で運用していくことで、将来に向けた資産形成を進めていける年金制度で、積み立てた年金資金は 60 歳から受け取ることができます。※万が一、60 歳前にお亡くなりになっても、その遺族が年金資産を受け取ることができます。

通常、金融商品などを運用すると、運用益に税金がかかりますが、iDeCo は 3 つの税制優遇措置が講じられているため、節税対策となるのが特徴的といえます。

### ■ 3 つの税制優遇について

① 掛金が全額所得控除	② 運用益が非課税	③ 受給時に所得控除
掛金は、全額「小規模企業共済等掛金控除」の対象となり、課税所得額から差し引かれることで所得税と住民税が軽減されます。	iDeCo で生じた運用益は非課税となりますので、所得税と住民税はかかりません。	受け取り方は二通りあり、一括で受け取る場合は、「退職所得控除」、分割で受け取る場合は「公的年金等控除」の対象となり、所得税が軽減されます。

### ■ iDeCo の注意点について

① 運用状況で資産が減額	② 60歳まで引出不可	③ 管理手数料がかかる
元本保証の無い運用商品は資産が減ってしまう恐れがあります。元本保証される運用商品もあります。	60歳まで引出しをすることはできません。運用中の掛金を止めることはできます。	加入時・移換時手数料・口座管理手数料等がかかります。

### ■ iDeCo の加入資格と限度額について

加入区分	加入対象となる方	月々の掛金
国民年金の第1号被保険者	自営業者	5千円 ～ 6万8千円
国民年金の第2号被保険者	会社役員・従業員	5千円 ～ 2万3千円
国民年金の第3号被保険者	厚生年金に加入の被扶養配偶者	5千円 ～ 2万3千円

※ iDeCo 公式サイト『「5秒」でわかる iDeCo 加入診断』でも診断ができます。

『「5秒」でわかる iDeCo 加入診断』 URL : <https://www.ideco-koushiki.jp/start/index.html#step1>

■比較例：30代 会社役員・従業員の場合

	月額	年間	i D e C o未加入の場合	i D e C o加入の場合
給与金額	500,000	6,000,000	6,000,000	6,000,000
給与所得控除		1,640,000	1,640,000	1,640,000
<b>所得額</b>		<b>4,360,000</b>	<b>4,360,000</b>	<b>4,360,000</b>
健康保険料	24,600	295,200	295,200	295,200
厚生年金	45,750	549,000	549,000	549,000
i D e C o (確定拠出年金)	23,000	276,000	0	276,000
<b>社会保険合計額</b>	<b>93,350</b>	<b>1,120,200</b>	<b>844,200</b>	<b>1,120,200</b>
<b>基礎控除額</b>		<b>480,000</b>	<b>480,000</b>	<b>480,000</b>
<b>控除合計額</b>		<b>1,600,200</b>	<b>1,324,200</b>	<b>1,600,200</b>
<b>課税される所得金額</b>		<b>2,759,800</b>	<b>3,035,000</b>	<b>2,759,000</b>
所得税			206,000	178,400
復興所得税			4,326	3,746
<b>合計納付額 (所得税+復興所得税)</b>			<b>210,300</b>	<b>182,100</b>
			<b>i D e C o加入時と未加入時の納付差額</b>	<b>28,200</b>

上記のとおり、i D e C oについて簡単ではございますが、ご説明をさせていただきました。

i D e C oをご検討される場合は下記URLの公式サイトをご確認いただけますようお願い申し上げます。また、ご不明な点等ございましたら、当事務所までいつでもご相談ください！

i D e C o公式サイトURL：<https://www.ideco-koushiki.jp/>